

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利博朗
副 会 長 宮城政剛



医療保険関係通知の送付について

平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会を通じて「医療保険関係通知の送付について」の案内通知が届きましたのでご案内申し上げます。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

.....記.....

冲医発第 1 4 5 2 号 E

令和 4 年 1 2 月 2 6 日

地区医師会医療保険担当理事 殿

沖縄県医師会

常任理事 平安 明

(医療保険担当理事)

(公印省略)

医療保険関係通知の送付について

時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会より、標記の関係通知が届いておりますので、ご連絡申し上げます。

本通知①は、厚生労働省保険局医療課より、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 80）及び行政検査の保険適用に伴う費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について、一部改正された旨の情報提供となっております。

本通知②～⑤は、厚生労働省保険局医療課から令和 4 年度診療報酬改定に関する「疑義解釈資料の送付について（その 31～34）」が発出された旨の情報提供となっております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係機関に対する周知方についてご高配下さいますようお願い申し上げます。

なお、各通知の添付資料は省略しておりますので、各資料は、本会文書映像データ管理システムをご確認下さいますようお願い申し上げます。

記

- ① 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 80）」及び「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の保険適用に伴う費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」の一部改正について
(令和 4 年 11 月 8 日 日医発第 1562 号 (保険))
- ② 厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その 31）」の送付について
(令和 4 年 11 月 9 日 日医発第 1576 号 (保険))
- ③ 厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その 32）」の送付について
(令和 4 年 11 月 21 日 日医発第 1641 号 (保険))
- ④ 厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その 33）」の送付について
(令和 4 年 12 月 1 日 日医発第 1696 号 (保険))
- ⑤ 厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その 34）」の送付について
(令和 4 年 12 月 13 日 日医発第 1781 号 (保険))

沖縄県医師会保険課：山川、比嘉
TEL：098-888-0087
FAX：098-888-0089
E-mail：hokenka@okinawa.med.or.jp

事務連絡
令和4年10月28日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その80）

「検査料の点数の取扱いについて」（令和4年10月28日付け保医発1028第1号厚生労働省保険局医療課長及び厚生労働省保険局歯科医療管理官連名通知）において、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）が改正され、SARS-CoV-2・インフルエンザ・RSウイルス核酸同時検出及びSARS-CoV-2・インフルエンザ・RSウイルス抗原同時検出が追加されたことに伴い、関連する厚生労働省保険局医療課事務連絡の取扱いについて下記のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関及び保険薬局に対し周知徹底を図られたい。

記

1. 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その18）」（令和2年5月22日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「5月22日事務連絡」という。）の一部改正について

5月22日事務連絡については、それぞれ「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その25）」（令和2年7月22日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「7月22日事務連絡」という。）、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その30）」（令和2年11月11日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「11月11日事務連絡」という。）、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その47）」（令和3年5月12日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「5月12日事務連絡」という。）、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その71）」（令和4年7月1日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「7月1日事務連絡」という。）

及び「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その74）」（令和4年9月1日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「9月1日事務連絡」という。）により一部改正されたところであるが、SARS-CoV-2・インフルエンザ・RSウイルス核酸同時検出及びSARS-CoV-2・インフルエンザ・RSウイルス抗原同時検出が追加されたことに伴い、7月22日事務連絡、11月11日事務連絡、5月12日事務連絡、7月1日事務連絡及び9月1日事務連絡による一部改正後の5月22日事務連絡について、以下のとおり改める。

- ・ 「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2を含む。）、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出及びSARS-CoV-2・RSウイルス核酸同時検出」を「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2を含む。）、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出、SARS-CoV-2・RSウイルス核酸同時検出及びSARS-CoV-2・インフルエンザ・RSウイルス核酸同時検出」に改める。
- ・ 「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2を含む。）、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出及びSARS-CoV-2・RSウイルス核酸同時検出並びに検体検査判断料」を「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2を含む。）、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出、SARS-CoV-2・RSウイルス核酸同時検出及びSARS-CoV-2・インフルエンザ・RSウイルス核酸同時検出並びに検体検査判断料」に改める。
- ・ 「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出、SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出及びSARS-CoV-2・RSウイルス抗原同時検出」を「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出、SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出、SARS-CoV-2・RSウイルス抗原同時検出及びSARS-CoV-2・インフルエンザ・RSウイルス抗原同時検出」に改める。

2. 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その22）」（令和2年6月15日厚生労働省保険局医療課事務連絡。以下「6月15日事務連絡」という。）の一部改正について

6月15日事務連絡については、7月22日事務連絡、11月11日事務連絡、5月12日事務連絡、7月1日事務連絡及び9月1日事務連絡により一部改正されたところであるが、SARS-CoV-2・インフルエンザ・RSウイルス核酸同時検出及びSARS-CoV-2・インフルエンザ・RSウイルス抗原同時検出が追加されたことに伴い、7月22日事務連絡、11月11日事務連絡、5月12日事務連絡、7月1日事務連絡及び9月1日事務連絡による一部改正後の6月15日事務連絡について、以下のとおり改める。

- ・ 「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2を含む。）、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出及び

SARS-CoV-2・RS ウイルス核酸同時検出」を「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2を含む。）、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出、SARS-CoV-2・RS ウイルス核酸同時検出及びSARS-CoV-2・インフルエンザ・RS ウイルス核酸同時検出」に改める。

- ・ 「新型コロナウイルス）抗原検出、SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出及びSARS-CoV-2・RS ウイルス抗原同時検出」を「SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出、SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出、SARS-CoV-2・RS ウイルス抗原同時検出及びSARS-CoV-2・インフルエンザ・RS ウイルス抗原同時検出」に改める。

以上

添付資料2

保医発 1028 第 4 号
令和 4 年 10 月 28 日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の保険適用に伴う費用の請求に関する
診療報酬明細書の記載等について」の一部改正について

「検査料の点数の取扱いについて」（令和 4 年 10 月 28 日付け保医発 1028 第 1 号厚生労働省保険局医療課長及び厚生労働省保険局歯科医療管理官連名通知）において、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和 4 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 1 号）が改正され、SARS-CoV-2・インフルエンザ・RS ウイルス核酸同時検出及び SARS-CoV-2・インフルエンザ・RS ウイルス抗原同時検出が追加されたことに伴い、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の保険適用に伴う費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」（令和 2 年 5 月 13 日付け保医発 0513 第 2 号厚生労働省保険局医療課長通知。令和 4 年 9 月 1 日最終改正。）を改正し、別紙のとおり取り扱うこととしたので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図り、その取扱いに遺漏のないよう特段のご配慮を願いたい。

(別紙)

保医発 0513 第 2 号
令和 2 年 5 月 13 日
同年 7 月 22 日一部改正
同年 11 月 11 日一部改正
令和 3 年 3 月 24 日一部改正
同年 5 月 12 日一部改正
令和 4 年 7 月 1 日一部改正
令和 4 年 9 月 1 日一部改正
令和 4 年 10 月 28 日一部改正

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

殿

厚生労働省保険局医療課長
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の保険適用に伴う
費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について

「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて」（令和 2 年 3 月 4 日付け健感発 0304 第 5 号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）において、感染症指定医療機関等が実施した PCR 検査料（SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）核酸検出、ウイルス・細菌核酸多項目同時検出（SARS-CoV-2 を含む。）、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出、SARS-CoV-2・RS ウイルス核酸同時検出及び SARS-CoV-2・インフルエンザ・RS ウイルス核酸同時検出）及び検体検査判断料のうち微生物学的検査判断料（初再診料などは含まない。）（以下「PCR 検査料等」という。）に係る自己負担に相当する金額については、令和 2 年 4 月診療分から、その審査及び支払事務を社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会に委託することが可能とされたところであるが、今般、「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査における抗原検査の取扱いについて」（令和 3 年 5 月 12 日厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）において、感染症指定医療機関等が実施した抗原検査料（SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出、SARS-CoV-2・インフルエンザウイルス抗原同時検出、SARS-CoV-2・RS ウイルス抗原同時検出及び SARS-CoV-2・インフルエンザ・RS ウイルス抗原同時検出）及び検体検査判断料のうち免疫学的検査判断料（初再診料などは含まない。）（以下「抗原検

査料等」という。)に係る自己負担に相当する金額についても、同様に委託することが可能とされた。

当該取扱いに伴い、保険医療機関による当該金額の請求(以下「本請求」という。)に係る診療報酬明細書の記載等については、下記のとおりとするので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いする。

記

1 公費負担者番号欄について

- (1) 本請求に関する法別番号は「28」とすることとし、保険医療機関の所在地に応じて該当する公費負担者番号(8桁)を記載すること。(別紙参照)
- (2) 他の公費負担医療制度による給付が行われる場合の記載順については、既存の法別番号28の公費負担医療(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による一類感染症等の患者の入院(同法第37条)(以下「一類感染症等の患者の入院」という。))と同様の取扱いとすること。

なお、既存の法別番号28の公費負担医療と同時に記載する場合は、一類感染症等の患者の入院の公費負担者番号を「公費負担者番号①」欄に、本請求の公費負担者番号を「公費負担者番号②」欄に記載すること。

また、「新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養及び自宅療養における公費負担医療の提供について」(令和2年4月30日健感発0430第3号厚生労働省健康局結核感染症課長通知)に基づき請求される法別番号28の公費負担医療(以下「軽症者等に係る法別番号28の公費負担医療」という。)と同時に記載する場合は、本請求の公費負担者番号を「公費負担者番号①」欄に、軽症者等に係る法別番号28の公費負担医療の公費負担者番号を「公費負担者番号②」欄に記載すること。

2 公費負担医療の受給者番号について

公費負担医療の受給者番号は、「9999996(7桁)」を記載すること。

3 「療養の給付」欄について

本請求に係る「請求」の項には、実際に算定したPCR検査料等並びに抗原検査料等の合計点数を記載すること。また、本請求に係る「負担金額」又は「一部負担金額」の項には「0円」と記載すること。

記載例:「療養の給付」欄

(1) 1の(2)なお書きに該当する場合

抗原検査の結果、陽性であったため、新型コロナウイルス感染症に係る入院医療を実施(急性期一般入院料1(一般病棟入院期間加算を含めた2,100点)を算定する病棟に10日間入院)した場合。

療養の給付	保険	請求点	※決定点	負担金額 円	
		21,444			減額 割(円)免除・支払猶予
		公費①	点	※ 点	円
21,000			0		
		点	※ 点	円	
444			0		

※公費①：新型コロナウイルス感染症に係る入院医療

公費②：抗原検査料及び免疫学的検査判断料

(2) 1の(2)また書きに該当する場合

初診(288点)時に抗原検査を実施したところ陰性、その後PCR検査を実施した結果、陽性であったため、宿泊療養又は自宅療養となった患者に対して、新型コロナウイルス感染症に係る医療を実施(往診料(720点)、再診料(73点)及び外来管理加算(52点)を算定)した場合。

療養の給付	保険	請求点	※決定点	一部負担金額 円	
		2,427			減額 割(円)免除・支払猶予
		公費①	点	※ 点	円
1,294			0		
		点	※ 点	円	
845			0		

※公費①：抗原検査料及び免疫学的検査判断並びにPCR検査料及び微生物学的検査判断料

公費②：軽症者等が宿泊療養中又は自宅療養中に医療機関等を受診した(往診、訪問診療等による受診を含む。)新型コロナウイルス感染症に係る医療

4 その他

その他の記載方法については、「診療報酬請求書等の記載要領等について」(昭和51年8月7日保険発第82号)によること。

5 実施時期

PCR検査料等については、令和2年4月診療分(5月請求分)から、また、抗原検査料等については、令和2年5月診療分(6月請求分)から実施すること。

(別紙)

実施機関名	公費負担者番号				集計コード
	法別 番号	都道府 県番号	実施機関番号	検証 番号	
北海道（札幌市、小樽市、函館市、旭川市を除く。）	2 8	0 1	0 5 0	2	28010502
札幌市	2 8	0 1	1 5 0	0	28011500
小樽市	2 8	0 1	2 5 0	8	28012508
函館市	2 8	0 1	3 5 0	6	28013506
旭川市	2 8	0 1	4 5 0	4	28014504
青森県（青森市、八戸市を除く。）	2 8	0 2	0 5 0	1	28020501
青森市	2 8	0 2	1 5 0	9	28021509
八戸市	2 8	0 2	2 5 0	7	28022507
岩手県（盛岡市を除く。）	2 8	0 3	0 5 0	0	28030500
盛岡市	2 8	0 3	1 5 0	8	28031508
宮城県（仙台市を除く。）	2 8	0 4	0 5 0	9	28040509
仙台市	2 8	0 4	1 5 0	7	28041507
秋田県（秋田市を除く。）	2 8	0 5	0 5 0	8	28050508
秋田市	2 8	0 5	1 5 0	6	28051506
山形県（山形市を除く。）	2 8	0 6	0 5 0	7	28060507
山形市	2 8	0 6	1 5 0	5	28061505
福島県（郡山市、いわき市、福島市を除く。）	2 8	0 7	0 5 0	6	28070506
郡山市	2 8	0 7	1 5 0	4	28071504
いわき市	2 8	0 7	2 5 0	2	28072502
福島市	2 8	0 7	3 5 0	0	28073500
茨城県（水戸市を除く。）	2 8	0 8	0 5 0	5	28080505
水戸市	2 8	0 8	1 5 0	3	28081503
栃木県（宇都宮市を除く。）	2 8	0 9	0 5 0	4	28090504
宇都宮市	2 8	0 9	1 5 0	2	28091502
群馬県（前橋市、高崎市を除く。）	2 8	1 0	0 5 0	1	28100501
前橋市	2 8	1 0	1 5 0	9	28101509
高崎市	2 8	1 0	2 5 0	7	28102507
埼玉県（さいたま市、川越市、越谷市、川口市を除く。）	2 8	1 1	0 5 0	0	28110500
さいたま市	2 8	1 1	1 5 0	8	28111508
川越市	2 8	1 1	2 5 0	6	28112506
越谷市	2 8	1 1	3 5 0	4	28113504
川口市	2 8	1 1	4 5 0	2	28114502
千葉県（千葉市、船橋市、柏市を除く。）	2 8	1 2	0 5 0	9	28120509
千葉市	2 8	1 2	1 5 0	7	28121507
船橋市	2 8	1 2	2 5 0	5	28122505
柏市	2 8	1 2	3 5 0	3	28123503
千代田区	2 8	1 3	0 1 9	3	28130193
中央区	2 8	1 3	0 2 9	2	28130292
港区	2 8	1 3	0 3 9	1	28130391
新宿区	2 8	1 3	0 4 9	0	28130490
文京区	2 8	1 3	0 5 9	9	28130599
台東区	2 8	1 3	0 6 9	8	28130698
墨田区	2 8	1 3	0 7 9	7	28130797
江東区	2 8	1 3	0 8 9	6	28130896
品川区	2 8	1 3	0 9 9	5	28130995
目黒区	2 8	1 3	1 0 9	2	28131092
大田区	2 8	1 3	1 1 9	1	28131191
世田谷区	2 8	1 3	1 2 9	0	28131290
渋谷区	2 8	1 3	1 3 9	9	28131399

中野区	2	8	1	3	1	4	9	8	28131498
杉並区	2	8	1	3	1	5	9	7	28131597
豊島区	2	8	1	3	1	6	9	6	28131696
北区	2	8	1	3	1	7	9	5	28131795
荒川区	2	8	1	3	1	8	9	4	28131894
板橋区	2	8	1	3	1	9	9	3	28131993
練馬区	2	8	1	3	2	0	9	0	28132090
足立区	2	8	1	3	2	1	9	9	28132199
葛飾区	2	8	1	3	2	2	9	8	28132298
江戸川区	2	8	1	3	2	3	9	7	28132397
八王子市	2	8	1	3	2	4	9	6	28132496
町田市	2	8	1	3	3	0	9	8	28133098
東京都下（23区、八王子市、町田市を除く。）	2	8	1	3	6	9	0	1	28136901
神奈川県（横浜市、川崎市、横須賀市、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市を除く。）	2	8	1	4	0	5	0	7	28140507
横浜市	2	8	1	4	1	5	0	5	28141505
川崎市	2	8	1	4	2	5	0	3	28142503
横須賀市	2	8	1	4	3	5	0	1	28143501
相模原市	2	8	1	4	4	5	0	9	28144509
藤沢市	2	8	1	4	5	5	0	6	28145506
茅ヶ崎市	2	8	1	4	6	5	0	4	28146504
新潟県（新潟市を除く。）	2	8	1	5	0	5	0	6	28150506
新潟市	2	8	1	5	1	5	0	4	28151504
富山県（富山市を除く。）	2	8	1	6	0	5	0	5	28160505
富山市	2	8	1	6	1	5	0	3	28161503
石川県（金沢市を除く。）	2	8	1	7	0	5	0	4	28170504
金沢市	2	8	1	7	1	5	0	2	28171502
福井県（福井市を除く。）	2	8	1	8	0	5	0	3	28180503
福井市	2	8	1	8	1	5	0	1	28181501
山梨県（甲府市を除く。）	2	8	1	9	0	5	0	2	28190502
甲府市	2	8	1	9	1	5	0	0	28191500
長野県（長野市、松本市を除く。）	2	8	2	0	0	5	0	9	28200509
長野市	2	8	2	0	1	5	0	7	28201507
松本市	2	8	2	0	2	5	0	5	28202505
岐阜県（岐阜市を除く。）	2	8	2	1	0	5	0	8	28210508
岐阜市	2	8	2	1	1	5	0	6	28211506
静岡県（静岡市、浜松市を除く。）	2	8	2	2	0	5	0	7	28220507
静岡市	2	8	2	2	1	5	0	5	28221505
浜松市	2	8	2	2	2	5	0	3	28222503
愛知県（名古屋市、豊田市、豊橋市、岡崎市、一宮市を除く。）	2	8	2	3	0	5	0	6	28230506
名古屋市	2	8	2	3	1	5	0	4	28231504
豊田市	2	8	2	3	2	5	0	2	28232502
豊橋市	2	8	2	3	3	5	0	0	28233500
岡崎市	2	8	2	3	4	5	0	8	28234508
一宮市	2	8	2	3	5	5	0	5	28235505
三重県（四日市市を除く。）	2	8	2	4	0	5	0	5	28240505
四日市市	2	8	2	4	1	5	0	3	28241503
滋賀県（大津市を除く。）	2	8	2	5	0	5	0	4	28250504
大津市	2	8	2	5	1	5	0	2	28251502
京都府（京都市を除く。）	2	8	2	6	0	5	0	3	28260503
京都市	2	8	2	6	1	5	0	1	28261501
大阪府（大阪市、堺市、東大阪市、高槻市、豊中市、枚方市、八尾市、寝屋川市、吹田市を除く。）	2	8	2	7	0	5	0	2	28270502
大阪市	2	8	2	7	1	5	0	0	28271500

堺市	2	8	2	7	2	5	0	8	28272508
東大阪市	2	8	2	7	3	5	0	6	28273506
高槻市	2	8	2	7	4	5	0	4	28274504
豊中市	2	8	2	7	5	5	0	1	28275501
枚方市	2	8	2	7	6	5	0	9	28276509
八尾市	2	8	2	7	7	5	0	7	28277507
寝屋川市	2	8	2	7	8	5	0	5	28278505
吹田市	2	8	2	7	9	5	0	3	28279503
兵庫県（神戸市、尼崎市、姫路市、西宮市、明石市を除く。）	2	8	2	8	0	5	0	1	28280501
神戸市	2	8	2	8	1	5	0	9	28281509
尼崎市	2	8	2	8	2	5	0	7	28282507
姫路市	2	8	2	8	3	5	0	5	28283505
西宮市	2	8	2	8	4	5	0	3	28284503
明石市	2	8	2	8	5	5	0	0	28285500
奈良県（奈良市を除く。）	2	8	2	9	0	5	0	0	28290500
奈良市	2	8	2	9	1	5	0	8	28291508
和歌山県（和歌山市を除く。）	2	8	3	0	0	5	0	7	28300507
和歌山市	2	8	3	0	1	5	0	5	28301505
鳥取県（鳥取市を除く。）	2	8	3	1	0	5	0	6	28310506
鳥取市	2	8	3	1	1	5	0	4	28311504
島根県（松江市を除く。）	2	8	3	2	0	5	0	5	28320505
松江市	2	8	3	2	1	5	0	3	28321503
岡山県（岡山市、倉敷市を除く。）	2	8	3	3	0	5	0	4	28330504
岡山市	2	8	3	3	1	5	0	2	28331502
倉敷市	2	8	3	3	2	5	0	0	28332500
広島県（広島市、呉市、福山市を除く。）	2	8	3	4	0	5	0	3	28340503
広島市	2	8	3	4	1	5	0	1	28341501
呉市	2	8	3	4	2	5	0	9	28342509
福山市	2	8	3	4	3	5	0	7	28343507
山口県（下関市を除く。）	2	8	3	5	0	5	0	2	28350502
下関市	2	8	3	5	1	5	0	0	28351500
徳島県	2	8	3	6	0	5	0	1	28360501
香川県（高松市を除く。）	2	8	3	7	0	5	0	0	28370500
高松市	2	8	3	7	1	5	0	8	28371508
愛媛県（松山市を除く。）	2	8	3	8	0	5	0	9	28380509
松山市	2	8	3	8	1	5	0	7	28381507
高知県（高知市を除く。）	2	8	3	9	0	5	0	8	28390508
高知市	2	8	3	9	1	5	0	6	28391506
福岡県（福岡市、北九州市、久留米市を除く。）	2	8	4	0	0	5	0	5	28400505
福岡市	2	8	4	0	1	5	0	3	28401503
北九州市	2	8	4	0	2	5	0	1	28402501
久留米市	2	8	4	0	4	5	0	7	28404507
佐賀県	2	8	4	1	0	5	0	4	28410504
長崎県（長崎市、佐世保市を除く。）	2	8	4	2	0	5	0	3	28420503
長崎市	2	8	4	2	1	5	0	1	28421501
佐世保市	2	8	4	2	2	5	0	9	28422509
熊本県（熊本市を除く。）	2	8	4	3	0	5	0	2	28430502
熊本市	2	8	4	3	1	5	0	0	28431500
大分県（大分市を除く。）	2	8	4	4	0	5	0	1	28440501
大分市	2	8	4	4	1	5	0	9	28441509
宮崎県（宮崎市を除く。）	2	8	4	5	0	5	0	0	28450500
宮崎市	2	8	4	5	1	5	0	8	28451508
鹿児島県（鹿児島市を除く。）	2	8	4	6	0	5	0	9	28460509
鹿児島市	2	8	4	6	1	5	0	7	28461507
沖縄県（那覇市を除く。）	2	8	4	7	0	5	0	8	28470508
那覇市	2	8	4	7	1	5	0	6	28471506

②厚生労働省「疑義解釈資料の送付について(その 31)」の送付について
(令和 4 年 11 月 9 日 日医発 1576 号 (保険))

医科診療報酬点数表関係

【SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出】

問 1 令和 2 年 11 月 11 日付けで保険適用された SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出を実施する際に用いるものとして、「SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品」とあるが、令和 4 年 11 月 8 日付けで薬事承認された「TRexGene SARS-CoV-2 & FluA/B 検出キット」(東洋紡株式会社)はいつから保険適用となるのか。

(答) 令和 4 年 11 月 8 日より保険適用となる。

③厚生労働省「疑義解釈資料の送付について(その 32)」の送付について
(令和 4 年 11 月 21 日 日医発 1641 号 (保険))

医科診療報酬点数表関係

【感染対策向上加算】

問 1 区分番号「A234-2」の「1」感染対策向上加算 1 の届出を行っている保険医療機関が、保健所及び地域の医師会と連携し、感染対策向上加算 2 又は 3 に係る届出を行った保険医療機関と合同で行う院内感染対策に関するカンファレンスについて、地域に感染対策向上加算 1 の届出を行っている保険医療機関が複数ある場合、当該カンファレンスを合同で主催することは可能か。

(答) 可能。ただし、当該複数の感染対策向上加算 1 の届出を行っている保険医療機関は、有事の際の対応を想定した地域連携に係る体制について、あらかじめ協議し、連携している必要がある。

【重症患者対応体制強化加算】

問 2 区分番号「A300」救命救急入院料の「注 11」、区分番号「A301」特定集中治療室管理料の「注 6」に規定する重症患者対応体制強化加算(以下単に「重症患者対応体制強化加算」という。)について、「当該患者の入院期間に応じ、それぞれ所定点数に加算する」こととされているが、

- ① 一連の入院期間中に、重症患者対応体制強化加算を算定できる 2 以上の治療室に患者が入院した場合、入院期間に応じた当該加算の区分はどのように考えればよいか。
- ② 一連の入院期間中に、重症患者対応体制強化加算を算定できる治療室に入院後、入院基本料又は他の特定入院料を算定する病棟に転棟し、再度病状が悪化するなどして、当該加算を算定できる治療室に再度入室した場合、入院期間に応じた当該加算の区分はどのように考えればよいか。
- ③ 重症患者対応体制強化加算を算定できる治療室に入院し、退院した後、入院期間が通算される再入院において、再度当該加算を算定できる治療室に入院した場合、入院期間に応じた当該加算の区分はどのように考えればよいか。

(答) それぞれ以下の通り。

- ① それぞれの治療室における重症患者対応体制強化加算の算定日数を合算した日数に応じた区分の点数を算定すること。
- ② 入院基本料又は他の特定入院料を算定する病棟の入院期間を除き、重症患者対応体制強化加算を算定できる治療室における当該加算の算定日数を合算した日数に応じた区分の点数を算定すること。
- ③ 初回の入院期間中の重症患者対応体制強化加算の算定日数と、再入院時の当該加算の算定日数を合算した日数に応じた区分の点数を算定すること。

【記載要領】

問1 区分番号「C100」退院前在宅療養指導管理料、「C101」在宅自己注射指導管理料等※について、「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」（令和4年3月25日保医発0325第1号）において、薬剤を支給した場合に、薬剤の総点数、所定単位当たりの薬剤名及び支給量等を診療報酬明細書の「摘要」欄への記載を求めているが、院外処方の場合も同様の記載が必要か。

（答）不要。

※「C100」退院前在宅療養指導管理料、「C101」在宅自己注射指導管理料、「C102」在宅自己腹膜灌流指導管理料、「C102-2」在宅血液透析指導管理料、「C104」在宅中心静脈栄養法指導管理料、「C105」在宅成分栄養経管栄養法指導管理料、「C105-2」在宅小児経管栄養法指導管理料、「C105-3」在宅半固形栄養経管栄養法指導管理料、「C106」在宅自己導尿指導管理料、「C108」在宅悪性腫瘍等患者指導管理料、「C108-2」在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料、「C109」在宅寝たきり患者処置指導管理料、「C114」在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料及び「C118」在宅腫瘍治療電場療法指導管理料

【医薬品】

問2 「オスタバロ皮下注カートリッジ 1.5mg」は、内容量が1.5mg、1回の使用量が80 μ gであるが、14日用の製剤として薬価収載されている。入院時に1回分のみ使用する場合、オスタバロ皮下注カートリッジ 1.5mgの算定方法はどのようになるか。

（答）オスタバロ皮下注カートリッジ 1.5mgは14日用製剤であるため、オスタバロ皮下注カートリッジ 1.5mgの薬価を14（日分）で除したものを1日分（1回分）の薬剤料とする。なお、入院中に処方し、入院中に使用しなかった分についての取り扱いは、「疑義解釈資料の送付について（その1）」（令和4年3月31日事務連絡）別添3の問10-6を参照されたい。

（参考）「疑義解釈資料の送付について（その1）」（令和4年3月31日厚生労働省保険局医療課事務連絡）別添3（抄）

問10-6 薬価を使用可能日数（回数）で除したものを1日分（1回分）の薬剤料として算定することとされている薬剤（「フォルテオ皮下注キット 600 μ g」及び「テリパラチドBS 皮下注キット 600 μ g「モチダ」）を、入院中に処方した場合、入院中に使用しなかった分については、それに相当する日数分を退院時に処方したものとすることは可能か。

（答）入院中に使用しなかった分については、引き続き在宅で使用する分に限り、退院時に処方したものとして差し支えない。

④厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その 33）」の送付について

（令和 4 年 12 月 1 日 日医発 1696 号（保険）

医科診療報酬点数表関係

【SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出（定性）】

問 1 令和 2 年 5 月 13 日付けで保険適用された SARS-CoV-2（新型コロナウイルス）抗原検出（定性）を実施する際に用いるものとして、「SARS-CoV-2 抗原の検出（COVID-19 の診断又は診断の補助）を目的として薬事承認又は認証を得ているもの」とあるが、令和 4 年 11 月 29 日付けで薬事承認された「テガルナスティック SARS-CoV-2 Ag」（藤永製薬株式会社）はいつから保険適用となるのか。

（答）令和 4 年 11 月 29 日より保険適用となる。

⑤厚生労働省「疑義解釈資料の送付について（その 34）」の送付について

（令和 4 年 12 月 13 日 日医発 1781 号（保険）

医科診療報酬点数表関係

【濾紙ディスク法による味覚定量検査】

問 1 区分番号「D 2 5 4 電気味覚検査」について、「（2）濾紙ディスク法による味覚定量検査は、電気味覚検査により算定する。」こととされているが、薬事承認されている味覚検査用試薬を用いる場合に加えて、「濾紙ディスク法による味覚定量検査における試薬調製について」（令和 4 年 12 月 8 日医政局医薬産業振興・医療情報企画課、労働基準局補償課事務連絡）に示される「濾紙ディスク法による味覚定量検査における味質液の標準的な調製方法」に基づき調製した味質液を用いた場合も算定できるか。

（答）算定可。ただし、濾紙ディスク法による味覚定量検査に用いるものとして薬事承認を得た味覚検査用試薬が安定的に供給されるまでの時限的・特例的な取扱いとする。

事務連絡

令和4年12月8日

各

都道府県
保健所設置市
特別区

 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医薬産業振興・医療情報企画課
厚生労働省労働基準局補償課

濾紙ディスク法による味覚定量検査における試薬調製について

平素より厚生労働行政の推進にご協力を賜り感謝申し上げます。

濾紙ディスク法による味覚定量検査については、薬事承認されている味覚検査用試薬が供給停止となることを踏まえ、今般、同検査を実施する際の味質液の標準的な調製法等について、関係学会が別添のとおり取りまとめました。

貴職におかれましては、本件について御了知いただくとともに、管内の医療機関に周知いただきますようお願いいたします。なお、濾紙ディスク法による味覚定量検査を本調製法等に基づき行う場合の診療報酬上の取り扱いについては、保険局医療課から発出予定の「疑義解釈資料の送付について」を御参照ください。

また、労災保険制度における味覚脱失等の障害認定に際して行う検査方法である濾紙ディスク法における最高濃度液による検査には、薬事承認済みの味覚検査用試薬を用いた場合に加えて、日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会の示す調製法に基づき調製した味質液を用いた場合も含まれますので、併せて周知いただきますようお願いいたします。

以上

濾紙ディスク法による味覚定量検査における味質液の標準的な調製方法

(一社) 日本耳鼻咽喉科頭頸部外科学会

調剤として下限量の 30ml 作製 (50 回相当) の調剤法を示す。

テーストディスク®は 1 容器 5ml であるため、調剤後所定の容器に 5ml ずつ分注する。

1 容器の実施回数を目安は 10 回 (6 領域：両側鼓索神経領域、舌咽神経領域、大錐体神経実施として) である。

【調製に必要な原料】

		製造元	製品名
味質原料	甘味液	富士フィルム和光純薬	スクロース 試薬特級 (サッカロース)
	塩味液		塩化ナトリウム 試薬特級
	酸味液		L(+)-酒石酸 試薬特級
	苦味液		キニーネ塩酸塩二水和物 和光一級 (塩酸キニーネ)
その他の原料	味質液調製用水	大塚製薬	大塚蒸留水 日本薬局方注射用水
	添加物 (苦味 Q-5 液に必要)	富士フィルム和光純薬	塩酸 試薬特級

【その他材料】

○孔径 0.2 μ m の親水性メンブランフィルター (ザルトリウス社・Minisart 0.2 μ m フィルター 商品番号 S6534 など)

【味質秤量一覧】

味質	液 No.	秤量規定量 (30mL 作製分)
甘味	S-5	24 g
	S-4	6 g
	S-3	3 g
	S-2	750 mg
	S-1	90 mg
塩味	N-5	6 g
	N-4	3 g
	N-3	1.5 g
	N-2	375 mg
	N-1	90 mg
酸味	T-5	2.4 g
	T-4	1.2 g
	T-3	600 mg
	T-2	3mL→30mL※
	T-1	3mL→30mL※
苦味	Q-5	1.2 g
	Q-4	3.75mL→30mL※
	Q-3	6mL→30mL ※
	Q-2	6mL→30mL ※
	Q-1	1.5mL→30mL ※

※ 酸味：T-2 液は T-3 液を希釈して作製、T-1 液は T-2 液を希釈して作製。

苦味：Q-1 液、Q-2 液、Q-3 液、Q-4 液はそれぞれ前の段階の溶液を希釈して、
作製するため、原料の秤量はない。

【甘味液】

[S-5 液]

50mL ビーカーに、注射用水「15mL」を入れ、「90℃程度」に加温し、これにスクロース「24g」を加え、攪拌して溶解する。溶解液を「25℃程度」に冷却後、さらに注射用水を加えて全量「30mL」とし攪拌混合する。

調整液を注射筒シリンジに移し、0.2 μ m フィルターを用いてろ過する。

※90℃の温度は目安である。これより低い温度でも溶解する。充分に加温して、少しずつ原料を加えていくと溶解は早い。

※濃度が高く、液は粘性を持つ。温かい温度の方がろ過しやすい。25℃温度は目安で、温かい温度ほどろ過しやすくなる。

[S-4 液]

50mL ビーカーに、注射用水「15mL」を入れ、これにスクロース「6 g」を加え、攪拌して溶解する。溶解液にさらに注射用水を加えて全量「30mL」とし、攪拌混合する。

調整液を注射筒シリンジに移し、0.2 μ m フィルターを用いてろ過する。

※甘味液で、ここからは加温は不要である。また、ろ過も容易である。

[S-3 液]

50mL ビーカーに、注射用水「15mL」を入れ、これにスクロース「3 g」を加え、攪拌して溶解する。溶解液にさらに注射用水を加えて全量「30mL」とし攪拌混合する。調整液を注射筒シリンジに移し、0.2 μ m フィルターを用いてろ過する。

[S-2 液]

50mL ビーカーに、注射用水「15mL」を入れ、これにスクロース「750 mg」を加え、攪拌して溶解する。溶解液にさらに注射用水を加えて全量「30mL」とし攪拌混合する。

調整液を注射筒シリンジに移し、0.2 μ m フィルターを用いてろ過する。

[S-1 液]

50mL ビーカーに、注射用水「15mL」を入れ、これにスクロース「90 mg」を加え、攪拌して溶解する。溶解液にさらに注射用水を加えて全量「30mL」とし攪拌混合する。

調整液を注射筒シリンジに移し、0.2 μ m フィルターを用いてろ過する。

【塩味液】

[N-5 液]

50mL ビーカーに、注射用水「15mL」を入れ、これに塩化ナトリウム「6 g」を加え、攪拌して溶解する。溶解液に、さらに注射用水を加えて全量「30mL」とし攪拌混合する。

調整液を注射筒シリンジに移し、0.2 μ m フィルターを用いてろ過する。

[N-4 液]

50mL ビーカーに、注射用水「15mL」を入れ、これに塩化ナトリウム「3 g」を加え、攪拌して溶解する。溶解液にさらに注射用水を加えて全量「30mL」とし攪拌混合する。

調整液を注射筒シリンジに移し、0.2 μ m フィルターを用いてろ過する。

[N-3 液]

50mL ビーカーに、注射用水「15mL」を入れ、これに塩化ナトリウム「1.5 g」を加え、攪拌して溶解する。溶解液にさらに注射用水を加えて全量「30mL」とし攪拌混合する。

調整液を注射筒シリンジに移し、0.2 μ m フィルターを用いてろ過する。

[N-2 液]

50mL ビーカーに、注射用水「15mL」を入れ、これに塩化ナトリウム「375 mg」を加え、攪拌して溶解する。溶解液にさらに注射用水を加えて全量「30mL」とし攪拌混合する。

調整液を注射筒シリンジに移し、0.2 μ m フィルターを用いてろ過する。

[N-1 液]

50mL ビーカーに、注射用水「15mL」を入れ、これに塩化ナトリウム「90 mg」を加え、攪拌して溶解する。溶解液にさらに注射用水を加えて全量「30mL」とし、攪拌混合する。

調整液を注射筒シリンジに移し、0.2 μ m フィルターを用いてろ過する。

【酸味液】

[T-5 液]

50mL ビーカーに、注射用水「15mL」を入れ、これに酒石酸「2.4 g」を加え、攪拌して溶解する。溶解液に、さらに注射用水を加えて全量「30mL」とし攪拌混合する。

調整液を注射筒シリンジに移し、0.2 μ m フィルターを用いてろ過する。

[T-4 液]

50mL ビーカーに、注射用水「15mL」を入れ、これに酒石酸「1.2 g」を加え、攪拌して溶解する。溶解液にさらに注射用水を加えて全量「30mL」とし攪拌混合する。調整液を注射筒シリンジに移し、0.2 μ m フィルターを用いてろ過する。

[T-3 液]

50mL ビーカーに注射用水「15mL」を入れ、これに酒石酸「600 mg」を加え、攪拌して溶解する。溶解液にさらに注射用水を加えて全量「30mL」とし攪拌混合する。調整液を注射筒シリンジに移し、0.2 μ m フィルターを用いてろ過する。

[T-2 液]

酸味液「T-3」液「3 mL」を 50mL ビーカーに入れ、注射用水を加えて全量「30 mL」とし攪拌混合する。

[T-1 液]

酸味液「T-2」液「3 mL」を 50mL ビーカーに入れ、注射用水を加えて全量「30 mL」とし攪拌混合する。

【苦味液】

[Q-5 液]

50mL ビーカーに注射用水「13mL」を入れ、「30°C程度」に加温した後、キニーネ塩酸塩水和物「1.2 g」を加え、攪拌して溶解する。

溶解液を「25°C程度」にした後、塩酸「36 μ L」を加え、さらに注射用水を加えて全量「30mL」とし攪拌混合する。

調整液を注射筒シリンジに移し、0.2 μ m フィルターを用いてろ過する。

※それぞれ温度は目安である。

原料は少しずつ（少し加え溶解したことを確認して少しずつ）加えること。

塩酸 36 μ L は、200 μ L 用ピペットを用いて秤量、投入する。

[Q-4 液]

苦味液「Q-5」溶液「3.75 mL」を 50mL ビーカーに入れ、注射用水を加えて全量「30 mL」とし攪拌混合する。

[Q-3 液]

苦味液「Q-4」溶液「6 mL」を 50mL ビーカーに入れ、注射用水を加えて全量「30 mL」とし攪拌混合する。

[Q-2 液]

苦味液「Q-3」溶液「6 mL」を 50mL ビーカーに入れ、注射用水を加えて全量「30 mL」とし攪拌混合する。

[Q-1 液]

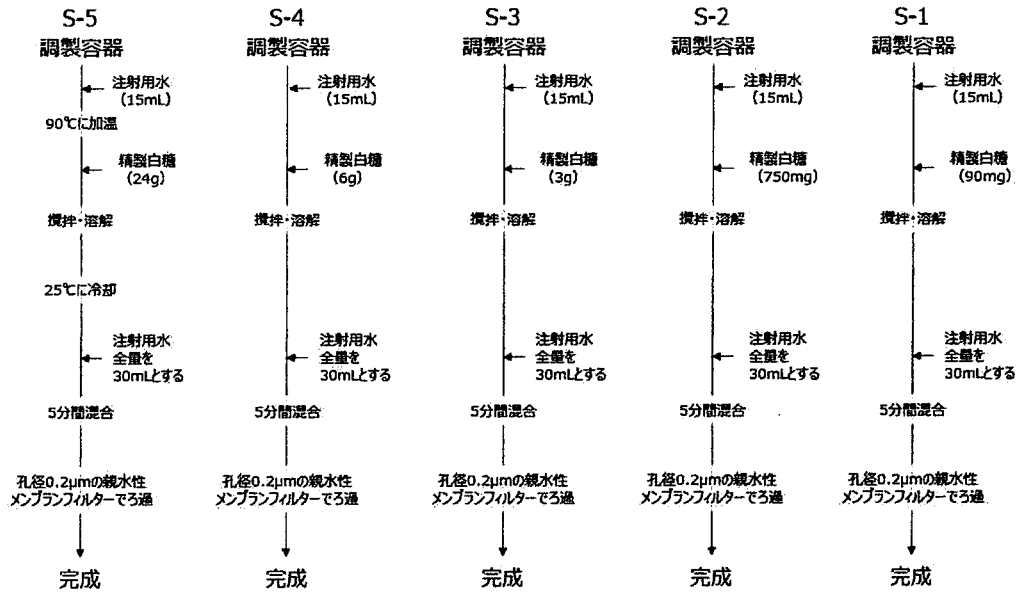
苦味液「Q-2」溶液「1.5 mL」を 50mL ビーカーに入れ、注射用水を加えて全量「30 mL」とし攪拌混合する。

(別紙 2)

各味質液調製フロー

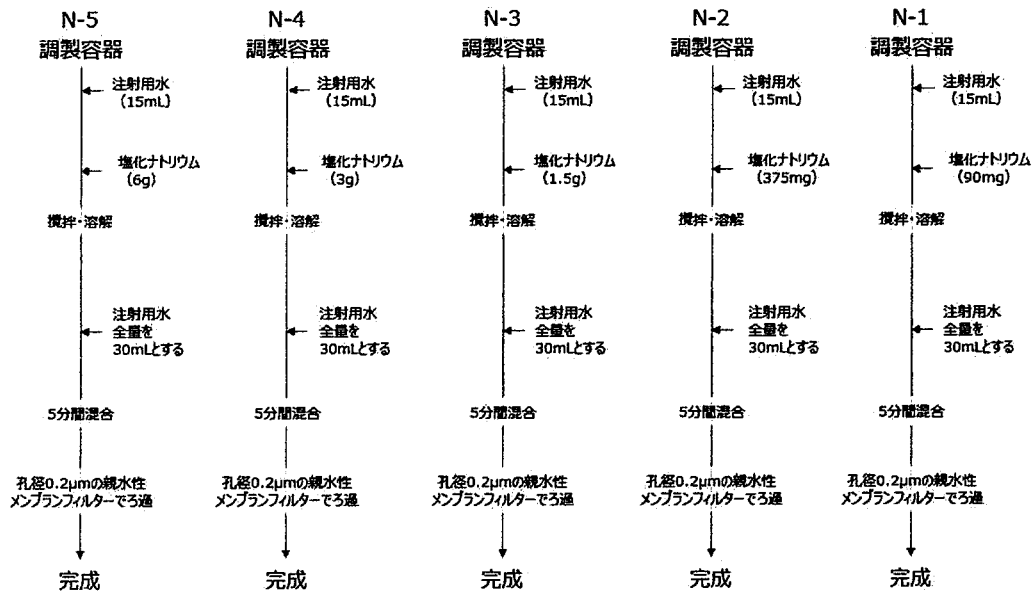
[甘味液]

甘味液調製方法



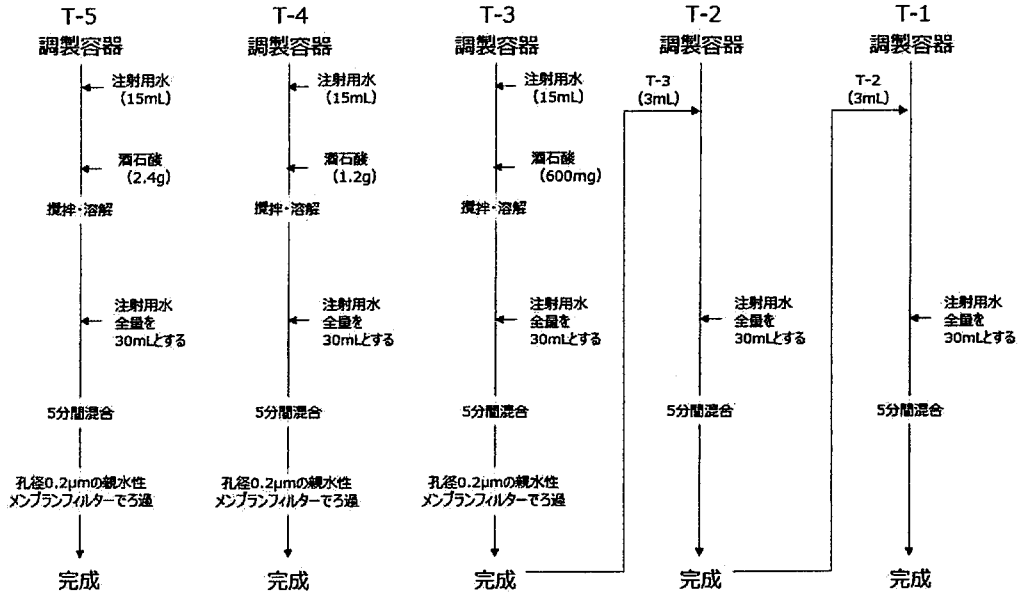
[塩味液]

塩味液調製方法



[酸味液]

酸味液調製方法



[苦味液]

苦味液調製方法

